

事務事業マネジメントシート (21年度実績と22年度計画)

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 26 日 作成  
21年度決算把握後 平成 22 年 5 月 20 日 作成

事務事業名	児童扶養手当支給事業			<input type="checkbox"/> マニフェスト 関連	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断 課題関連	<input type="checkbox"/> 集中改革 プラン関連
総合 計画 体系	政策	4	みんなで元気で笑顔あふれるまちづくり	所属部	健康福祉部	課長名 青木洋治
	施策	17	生活困窮世帯の自立支援	所属課	子育て支援課	担当者名 右田純司
	基本事業	56	経済的支援	所属班	子ども保育班	(内線) 2154
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	1	3	2	1	10551	児童扶養手当法 合志市児童扶養手当の支払日に関する規
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 21年度で終了 <input type="checkbox"/> 22年度から開始			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 17 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ 年度)	

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 父親がいない児童あるいは父親に重度障害がある児童を養育する母親等に対して児童扶養手当を支給。所得制限限度額により全部支給、一部支給、全部停止に区分。子1人の場合は全部支給月額41,720円、一部支給月額41,710円～9,850円、また2人目に5,000円、3人目以降に3,000円を加算して支給する。受給資格者は、毎年8月に現況届が必要である。平成20年4月から手当一部支給停止措置が施行されることに伴い、支給停止措置の適用除外自由により該当し届出書を提出することにより適用を除外する手続きが新たに加わった。平成22年8月より父子家庭世帯も対象になる予定。  
児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後毎年一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市になったことにより平成18年3月から児童扶養手当認定から支払事務は市が行うことになった。平成18年2月までは県が行っていた。  
児童扶養手当事務は旧町でも行っていた。受付等事務手続き行い、県へ進達する流れであり、県が最終的に審査認定して手当を支払っていた。手当の財源は国と県が負担(平成17年度の負担割合:国4分の3、県4分の1)していた。平成18年3月から市で審査・認定・支払い等の事務手続きを行うため、手当の財源負担が生じた。負担割合は平成18年度改正され国3分の1、市3分の2(県の負担無し)となった。法改正により平成15年4月1日以前から資格がある受給者は、平成20年4月から手当額を一部減額(2分の1)することとなっているが、一部支給停止措置適用除外事由に該当し届出書を提出したものは減額を除外される。その期間は同年7月分までで現況届時に毎年届けなければならない。届出書の提出がない場合は支払いを一時差止め提出を再度求める。それでも届けがない場合は本人承諾のもとで減額する。また、平成22年8月より父子家庭も対象になる予定。

【業務の流れ】 離婚で受給資格が生じた場合、認定請求を行う。→審査後認定を行い、毎年4・8・12月の定期支払月に前月までの4ヶ月分を支給する。

【主な予算費目】 扶助費、役務費、需用費

【意見や要望】 児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後毎年一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市になったことにより平成18年3月から児童扶養手当認定から支払事務は市が行うことになった。平成18年2月までは県が行っていた。  
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

1 現状把握の部(DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動) 21年度実績(21年度に行った主な活動)(DO) 22年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)  
受給資格者に対し、主に講座振込の方法で定期払(年3回)時に手当を支払った(4月期、8月期、12月期)事務件数は新規認定及び転入75件、資格喪失及び転出80件、現況届427件を取り扱った。  
平成21年度と同様。平成22年8月より父子家庭も対象となる予定。

④ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標 (単位) 人  
→ ア 児童扶養手当の受給資格者数

⑤ 対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位) 人  
→ ア 受給資格者数

⑥ 成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位) 人  
→ ア 本人所得による全額停止者数  
イ 本人所得による一部停止者数

② 対象(誰、何を対象にしているのか)\*人や自然資源等  
・父親がいない18歳までの児童を扶養している母子家庭の母、または母に代わって児童を扶養している者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)  
・母子家庭の生活の安定と自立促進ができる

\*⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠  
母子家庭の生活の安定と自立促進が目標なので、母子世帯の就業と収入が関係する。就業し収入が上がると、児童扶養手当の所得制限になり、手当が受給できなくなったり、一部停止にはなるが、その人数が多くなると安定した生計が出来ていると見ることが出来る。

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	19年度 実績(決算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	21年度 実績(決算)	22年度 目標(当初予算)	23年度 予定	24年度 見込
④ 活動指標	人	451	464	475	493	510	510	510	
⑤ 対象指標	人	451	464	475	493	510	510	510	
⑥ 成果指標	人	32	33	35	30	40	45	45	
	人	150	176	185	205	195	205	205	
投資 入 費 量	国庫支出金	千円	56,159	60,396	65,917	65,847	67,977	67,977	67,977
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	繰入金	千円							
	一般財源	千円	112,514	121,565	130,914	132,282	136,333	136,333	136,333
	(A) 事業費計	千円	168,673	181,961	196,831	198,129	204,310	204,310	204,310
	(A)のうち指定経費	千円					203,931	203,931	203,931
	(A)のうち時間外、特勤	千円					186	186	186
	正規職員従事人数	人	8	9	9	7	9	9	9
延べ業務時間	時間	1,260	1,120	1,260	870	1,260	1,260	1,260	
(B)人件費計	千円	5,002	4,480	5,015	3,463	5,015	5,015	5,015	
トータルコスト(A)+(B)	千円	173,675	186,441	201,846	201,592	209,325	209,325	209,325	

総トータルコスト 全体計画 ~ 年度	0
(期間限定複数年度のみ記載)	0
	0

合志市

事務事業名	児童扶養手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	------------	-----	-------	-----	--------

## 2 評価の部 (SEE)

\*原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価 事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	<input type="checkbox"/> 達成した	<input checked="" type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【理由】 ↷
	②22年度目標達成見込み 事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 ↷
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 ↷
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある ↷ (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ↷ <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 ↷
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 ↷
	⑧行政の役割分担の適正化 事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 ↷

## 3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

<p>受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している(母子家庭の収入が低い)。今後は、母子家庭の生活安定のため、自立支援が必要。</p>
--

## 4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

<p>(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> 休止    <input type="checkbox"/> 目的再設定    <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携    <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善)    <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</p>	<p>(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					

## (3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

特に問題はない。